

24 銃剣道

1 日 時 令和7年 9月14日(日)

監督会議 9:30

開 始 式 10:00

競技開始 10:30

2 会 場 杵築市B&G海洋センター体育館

3 実施要領

(1) 種 別

① 郡市対抗

(2) 種 目

個人戦(銃剣道・短剣道)

(3) 競技方法

① 団体試合の試合時間は、3分1本勝負、勝敗が決しない場合は判定とする。

勝敗が同数の場合は、勝本数の多いチームの勝ちとする。勝数・勝本数が同数の場合は、代表戦(自衛官を除く)によって決める。

この場合は、3分1本勝負、勝敗が決しない場合は判定とする。

② 個人試合は、年齢順に組み合わせ、トーナメント方式で行う。

3分1本勝負とし、勝敗が決しない場合は判定とする。

(4) 参加方法 (年齢は、令和7年4月1日の満年齢とする。)

① 団体試合は、監督1名、選手5名、補欠3名を1チームとする。先鋒・次鋒は自衛官、大將は、50歳以上及び女性とする。

② 個人試合は、銃剣道・短剣道に区分し、銃剣道は50歳以上と50歳未満及び女性の部に区分する。ただし、銃剣道は自衛官を除くものとし、1チームの出場選手数の制限はしない。

③ チーム中に現役自衛官を2名まで入れてもよい。ただし、女性はその限りでない。

④ 監督は、選手を兼ねることができる。

(5) その他

・注意

① 各選手は中央垂一面に黒布をつけ、団体名、姓を白書し、縫着する。

② 各チームの監督は、その責任を明確化するため腕章を着用する。

③ 試合者の服装は、銃剣道等の服装に関する基準「白色の運動服上下又は袴」(袴を着用する場合は、白又は紺でチームを統一する。)とともに、右腕に段位章を装着する。

④ 審判員の構成は、主審1名、副審2名をもって組織する。

⑤ 審判員の服装は、銃剣道試合審判規則及び細則による。他、大会本部が示す。

⑥ 「銃剣道・短剣道教則」「銃剣道試合・審判規則及び細則」並びに本競技会試合規則に従って勝敗を決定する。

⑦ 木銃は、「銃剣道教則」別図第2を基準とする長木銃とし、突起部から40cmの位置とそこから20cmの位置に幅約1cmの白テープを巻いた木銃を使用するものとする。

⑧ 短竹刀は、「短剣道教則」附図の短剣道竹刀(一般用)とし、他は使用できない。

⑨ 道場内での運動靴の使用を禁止する。